

**伊丹市登録地域クラブ活動
標準マニュアル
(第2版)**

令和8年8月
伊丹市教育委員会事務局

目次

目次.....	3
1. 総則	4
2. 地域クラブの基本的責務.....	5
3. 運営体制・責任の明確化.....	5
4. 活動計画・参加者.....	7
5. 安全管理及び事故対応	8
6. 学校施設の使用	10
7. 会計処理	11
8. 指導者の登録と研修の受講	13
9. 入会手続き	14
10. 学校等の連携	15
改定履歴	16
巻末資料	17

1. 総則

1.1. 本稿の目的

本マニュアル（以下「本稿」という。）は、伊丹市の登録地域クラブ（以下、本稿では「地域クラブ」という。）が適切に活動を行うために、最低限守らなければならない事項及び必要な手続きを明らかにすることを目的とする。

本稿は、地域クラブの自主性を尊重しつつも、地域クラブとして共通して求められる基本的なルール及び最低限の実務を示す。これらが遵守されない場合には、指導の対象または登録の取消（学校施設の使用許可の取消）となることがある。

1.2. 他の関係規定との関係

本稿は、伊丹市教育委員会（以下、「市教委」という。）が定める「地域クラブ活動に関するガイドライン」（以下「市のガイドライン」という。）を上位規範とし、その内容を踏まえて作成している。

また、地域クラブは本稿のほか、学校施設運用マニュアルその他関係規定に沿って活動を行うとともに、本稿に定めのない事項については、市教委又は中間支援団体の指示に従うものとする。

1.3. 適用対象

本稿は、市のガイドラインにもとづく登録地域クラブ及び活動の全参加者を対象とする。

1.4. 用語の定義

本稿における用語については市のガイドライン及び国のガイドライン¹による。

¹ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）

2. 地域クラブの基本的責務

2.1. 考え方

地域クラブは、市のガイドラインに定める「登録地域クラブの要件」を登録時だけでなく、活動期間を通じて継続的に満たし続ける必要があります。登録要件の履行状況について定期的に自己確認を行い、必要に応じて体制や運営の見直しを行う。

2.2. 登録内容の正確性の確保

地域クラブは、代表者、運営体制、活動内容その他の登録内容について、常に正確な状態を保持するよう努める必要がある。また、登録内容に変更が生じた場合には、遅滞なく市教委へ届け出ること。活動を一時的に停止し、又は廃止する場合は、その旨を速やかに市へ届け出ること。

地域クラブにおいて虚偽又は重大な不備が確認された場合には、市教委は内容の確認又は是正の指導を行う場合がある。

2.3. 登録の取消

このマニュアルに定める責務が適切に履行されず、是正の指導にもかかわらず改善が認められない場合、市教委は市のガイドラインに基づき登録の取消しを含む措置を行うことがある。登録取消の判断にあたっては、違反の内容、程度、継続性及び改善の状況等を総合的に勘案するものとする。

3. 運営体制・責任の明確化

3.1. 代表者の設置と責務

地域クラブは、当該クラブを代表し、運営全般について責任を負う代表者を置く必要があります。また、地域クラブは必要に応じて指導を担う責任指導者を置くことができるが、この場合においても最終的な責任は代表者が負うものとする。

3.2. 指導体制の整備

地域クラブは、活動の安全確保、事故対応、体調不良時の対応等の観点から、2名以上のスタッフによる運営体制を確保するものとします。また、活動の内容及び規模に応じて、

指導を行う者及び指導や運営を補助する者の役割を明確にしておく必要があります。

3.3. ★規約の整備

地域クラブ²は、次に掲げる事項を含む規約等を作成・公表するものとします。

1. 団体の目的
2. 役員（代表、副代表、会計、監事³）の選任・解任に関する事
3. 総会の運営など団体の意思決定に関する事
4. 会員の入退会、参加費等に関する事
5. 予算・決算の審議・承認に関する事

[規約の制定例](#)については巻末資料を参照してください。

3.4. 連絡体制及び緊急時対応体制

地域クラブは、保護者、指導者、運営関係者、及び関係機関等との連絡が円滑に行えるよう、連絡体制を整備するものとします。特に、事故、災害その他の緊急時に備えるとともに、事故等発生時には対応を適切に行うようにしてください。

3.5. 暴力・ハラスメント等不適切行為の根絶と誓約

地域クラブにおいて指導者、指導の補助、見守り等を行う全ての**指導人材は、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加者のこうした行為も許さない**ことを[市教委が定める様式](#)により誓約するものとします。

3.6. 個人情報情報の管理

活動を通じて取得した個人情報について、適切に管理し、目的外に利用しないようにし

² 活動母体となる運営団体が複数の実施主体（チームやクラブ等）を運営しており、当該活動母体が規約等を定め実施主体がそれに従うこととなっている場合、実施主体単位での規約等の作成を要しない。

³ 原則として、代表、副代表、会計及び監事は互いに兼ねることはできない。また、役員の確保が困難であるなど例外的な場合においても、監事は代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

てください。

3.7. 大会・コンクール等への協力

大会・コンクールに参加する場合、運営に協力するようにしてください。

4. 活動計画・参加者

4.1. ★活動方針の策定及び公表

地域クラブは活動方針の策定と公表が必要です。活動方針は学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展が考慮されたものである必要があります。また、生徒の自主的・主体的な参加によるものであり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かにかかわるために必要な資質・能力を育てることを目指したものでなければなりません。

公表は地域クラブポータルを活用してください。この他、公式ホームページや SNS など、広く周知する媒体がある場合はそれらを活用する形でも可能です。

4.2. 年間・月間活動計画の作成と共有

地域クラブは、年間活動計画を作成するものとします。年間活動計画は、活動の見通しを生徒及び保護者に示すとともに、無理のない活動となるよう配慮して作成してください。主な記載事項は以下のとおりです。

1. 活動日・休養日（主に活動及び休養する曜日等）
2. 参加予定大会の日程

また、具体的な活動内容を示した月間活動計画を作成し、関係者と共有してください。主な記載事項は以下のとおりです。

1. 活動日時・場所、休養日
2. 大会参加日等

共有についてはカレンダーアプリなどの活用により、保護者・運営者双方の負担軽減に資する方法で行ってください。

4.3. 参加者

本市に居住する生徒を対象とする観点から、原則として会員の半分以上を伊丹市立中学校に在籍する生徒とします。競技力強化等を目的として広域から生徒を集めることは認められません。

生徒の居住地を確認するために、地域クラブは市教委に対して活動年度の当初に会員名簿の提出が必要です。また、市教委は地域クラブに対して生徒の居住地について確認を行うことがあります。

また、地域クラブは参加を希望する生徒を広く受け入れる必要があります。入部時の過度な選抜・セレクションについては実施できません。

5. 安全管理及び事故対応

5.1. 事故等の防止の徹底

生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するようにしてください。また、市教委・中間支援団体・学校と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底するようにしてください。

5.2. 熱中症対策及び活動中止の判断

熱中症特別警戒アラートが発表された場合、活動は中止です。

また、活動場所において、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の時、特別の場合⁴以外は当該活動場所における活動を中止するものとします。

5.3. 活動時間及び休養日

地域クラブの参加者等は、原則として完全下校時刻（16時45分⁵）前に学校敷地内に立ち入らない。原則として、指導者が活動場所に到着後、活動を開始すること。

⁴ 行事や公式試合等、延期や中止が困難な場合。

⁵ 令和8年度2学期以降に施行

原則⁶、週当たり2日以上の休養日を設けてください（平日、休日⁷それぞれ少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、休日のみ活動する地域クラブはこの限りではない。）。

1日の活動時間の上限は、平日2時間程度、休日3時間程度（大会等の参加についてはこの限りではない）としてください。休日に大会等への参加で休養日を設けられなかった場合は、休養日を他の日に振り替えてください。

地域クラブの参加者は活動終了後、速やかに帰宅すること。指導者は参加者に帰宅を促すとともに、完全に下校できるよう指導すること。

5.4. ★保険への加入

指導者や参加者に対して、活動で生じた事故を補償する傷害保険及び賠償責任保険に加入させることを必須としています。地域クラブは活動前に全指導者・参加者の保険加入を確認した上で活動を開始するようにしてください。市教委は必要に応じて保険の加入状況を確認することがあります。未加入の指導者・参加者は活動に参加することはできません。

なお、地域クラブ活動を対象に傷害保険及び責任賠償保険双方の保障が付与された保険として、公益財団法人スポーツ安全協会が運営する「スポーツ安全保険」がありますので参考としてください（文化芸術活動を補償するメニューもあります）。

（スポーツ安全保険の公式ホームページ）

<https://www.sportsanzen.org/hoken/>

5.5. 自転車利用について

伊丹市では自転車通学が原則として禁止されている。そのため、地域クラブに参加するために自転車で活動場所まで移動する場合、生徒は下校後、一度帰宅することが原則になります。

地域クラブの指導者は活動前に参加者の移動手段について確認を取るとともに、参加者が自転車利用時にヘルメットを着用しているかを確認し、着用していない生徒に対しては着用するよう指導を行う。また、傘さし運転がないよう、雨天の自転車利用についてはカッパの着用について適宜指導する。

中間支援団体は地域クラブに対して、以下の取組について適宜、注意喚起する。

⁶ 例外として休日のみを活動日とする地域クラブ、もしくは週当たりの活動時間が11時間程度の範囲に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられる地域クラブであれば、休日に2日間連続して活動を行うなどのケースが考えられる。

⁷ 伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則第2条に定める休業日等

1. 自転車の鍵をかけること
2. 駐輪時に周辺の自転車を含め整理整頓すること
3. 他の自転車を破損した、自転車事故をおこした時は地域クラブが責任をもって対応すること
4. 自転車の所有者を明示すること

5.6. 事故発生時の対応

事故やトラブルが発生した場合、被害の拡大防止及び安全確保を最優先として対応してください。また、事故等が重大な場合には、速やかに中間支援団体を通じて市教委へ報告するとともに、事故等の内容を踏まえ再発防止に向けた活動体制・内容等の見直しを行うようにしてください。

また、活動時間中は原則として保健室が利用できないことから、各地域クラブにおいて救急バッグ等の備えをしておくことが望ましい。

6. 学校施設の使用

6.1. 学校施設使用マニュアルの遵守

地域クラブは、学校施設が教育活動を主目的とした公共性の高い施設であることを十分に理解し、学校の管理に協力しながら適切に学校施設を使用する必要があります。学校施設の使用のルールとして「学校施設使用マニュアル」を定めており、各中学校を使用するにあたって守らなければならないルールが示されています。

学校施設使用に際しては、全ての指導者が学校施設マニュアルを理解し、参加者に遵守させる必要があります。

6.2. 学校からの指示への対応

学校施設使用マニュアルに記載されていない事項については、校長の指示に従うようにしてください。

6.3. ★学校施設開放事業に必要な書類の提出

伊丹市の学校施設を使用するためには、学校施設開放事業の手続きが必要となります。
以下の様式について、使用年度が始まるまで（毎年2月末、但し令和8年度は11月30日まで）に以下の書式に必要事項を記入の上、中間支援団体まで提出してください。 いず

れも、伊丹市公式ホームページからダウンロードできます。

様式 4「学校施設開放運営委員会登録団体届出書兼報告書」(Excel ファイル:17KB)

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.itami.lg.jp%2Fmaterial%2Ffiles%2Fgroup%2F60%2Fyousiki4todokedesyo4.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

様式 4 別添「構成員の名簿」(Excel ファイル:14.6KB)

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.itami.lg.jp%2Fmaterial%2Ffiles%2Fgroup%2F60%2FkouseiinnmeiboR6-3.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

6.4. 施設の破損、その他不正な使用についての対処

地域クラブは、学校施設及び設備を丁寧に使用し、破損または汚損を生じさせないように注意しなければなりません。施設または設備に破損等が生じた場合には、地域クラブは、速やかに学校へ報告するとともに、中間支援団体を通じて市教委に以下の書式で報告書の提出が必要です。また、破損等については地域クラブが弁償しなければなりません。

様式 7「学校施設損傷・滅失届出書」(Excel ファイル:13.3KB)

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.city.itami.lg.jp%2Fmaterial%2Ffiles%2Fgroup%2F60%2F7sonsyoushou.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

地域クラブは、他の利用者や学校の教育活動に支障を及ぼす行為を行ってはなりません。こうした行為があった場合には、市教委は地域クラブに対して指導を行い、是正措置を求めることがあります。違反内容が重大または継続的である場合には、当該地域クラブの登録を取り消すことがあります。

7. 会計処理

7.1. 非営利を原則とした運営

学校施設は条例により営利目的の使用が禁止されています。地域クラブを含めた全ての使用団体は学校施設で実施する活動が非営利であることを証明する必要があります。この

ため、地域クラブは参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を示した決算書を作成する必要があります。

7.2. 会費の上限、年会費や実費の性質

月会費の上限額は 5,000 円です。国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な会費（参加費等）を設定するようにしてください。

月会費は指導者の人件費やチームの登録費など、会員が等しく負担を分かち合う費用をまかなうためのものです。月会費の上限値は保護者の負担に配慮すると同時に、地域クラブ活動で著しく高額な謝礼の設定を防ぐ趣旨で設けています。人件費の単価については、月会費でまかなえる程度の設定としてください。

年会費や実費で指導者の人件費をまかなうことはできません。年会費や実費は「支払った人ごとに利益やサービスが明確な費用」「誰のために使われたお金か説明できる費用」をまかなうもので、

1. 個人の練習着やユニフォーム代
2. 遠征時の交通費や宿泊費
3. 個人で使用する用具の購入費

などが例となります。

著しく高額な年会費・実費の設定、また使途が人件費に充てられていることが明らかなケースについては、地域クラブに対して市教委が説明または是正措置を求めることがあります。

7.3. ★決算書及び活動報告書の作成・提出

地域クラブにおいて公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていることが必要です。そのため、**地域クラブは決算書を作成し、5月末までに市教委に提出することが必要です**（監事がいる場合は、決算書に監査を受けたことを示す事項、及び署名または押印が必要です。）。

決算書は「**営利を主たる目的として活動していないこと**」を説明するために、以下の点が説明できるものでなければなりません。

1. 月会費は 5,000 円以内であること
2. 活動で生じた利益を特定の者、または団体に分配していないこと

3. 保護者から徴収する月会費以外の収入（年会費や実費）の使途が説明できること
4. 指導者謝礼の妥当性が説明できること
5. その他、公正かつ適正な会計処理のために市教委が指定したこと

特に、収入から支出を差し引いた額（決算剰余金）については指導者や役員等への分配、謝礼の上乗せなど特定の者のために使われないようにしてください。決算剰余金が生じた場合は、次年度以降の活動の充実に向けた経費に充てるようにしてください。

（証ひょう書類の保存について）

決算書の作成にあたっては収入、及び支出を証明する書類（証ひょう書類）が必要です。会計担当者は証憑書類を適切に管理し、市教委の求めがあった場合には提示できるようにする必要があります。

収入：会費徴収一覧表、会費徴収アプリの入金明細など

支出：領収証など

（株式会社や個人事業主の場合）

地域クラブ活動以外の事業を実施している場合、「営利を主たる目的として活動していないこと」を示すために、地域クラブ活動のみを経理した決算書を作成することが必要です。

7.4. ★経済的困窮世帯への支援

国においては、地域クラブ活動に参加する生徒のうち、経済的な事情により活動参加が困難となることのないよう、支援の在り方について検討が進められています。ま

現時点において、市教委として経済的困窮世帯の生徒への支援は検討中です。しかし、**今後、国の動きを踏まえ、地域クラブに対して一定の会計処理や情報提供について依頼する可能性があります。**国の支援制度の詳細が決まり次第、市教委から別途お知らせします。

8. 指導者の登録と研修の受講

8.1. ★市教委が定める研修の受講

地域クラブの指導者は必ず研修を受講する必要があります。**指導者は誓約書の提出後、市教委より研修案内が届きます。研修の内容は2通りあり、どちらも受講は必須**となります。

す。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 集合研修（後日動画視聴可能） | → 年に1回受講 |
| 2. オンライン研修 | → 地域クラブで指導開始前に受講 |

8.2. 集合研修

年1回、市のガイドラインや学校施設の使い方、ルールの改定等について研修を実施します。日程については後日お知らせしますが、参加できない場合は動画による受講と受講報告書の提出が必要です。

8.3. オンライン研修

地域クラブに指導者として登録時に受講します。オンライン研修システムの使用を予定しています。指導を開始する前に受講⁸し、小テストで理解度を確認してください。内容としては指導者としての基本姿勢等、生徒への指導、安全管理・事故対応などを予定しています。

9. 入会手続き

9.1. ★入会手続き

市教委が定める期日までに以下の情報を記載した[会員名簿](#)を市教委へ提出してください。

（記載事項）

1. 地域クラブ名★◆○
2. 名前（フルネーム）★◆○
3. 4月1日の年齢★◆○
4. 住所★
5. 氏名フリガナ○
6. 学校名○
7. 生年月日○
8. 保護者名

⁸ 令和8年度当初より活動を開始する指導者については、令和8年度中の受講となります。また、4年ごとの再受講を必須とすることを検討しています。

- 9. 保護者緊急連絡先電話番号
- 10. 保護者メールアドレス
- 11. 性別◆

必須事項：★（学校開放関係）○（支援情報関係）

任意項目：◆（スポーツ安全保険を利用する場合は必須）

9.2. ★同意書の取得

地域クラブは、生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、当該情報を適切に管理しなければなりません。

この情報共有にあたっては、**地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、あらかじめ生徒の保護者の同意を得ることが必要です。巻末資料の同意書を用いて、保護者からの同意書を取得してください。**取得した同意書は地域クラブで保管する。

10. 学校等の連携

10.1. 活動方針等、生徒の活動状況の共有

地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等について生徒の在籍する中学校等と共有に努めてください。また、生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報については適切に管理をお願いします。

10.2. 情報提供

市教委が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力をお願いします。

10.3. ★地域クラブポータルによる広報

地域クラブの活動を伊丹市の中学生等へ広く周知するために、**ポータルサイト「地域クラブポータル」の作成を必須としています。**活動開始までに必ず作成するとともに、活動の内容に変更があれば適宜、サイトの修正をお願いします。

10.4. 教職員等の兼職兼業

地域クラブで活動を希望する教師等により兼職兼業が行われる場合には、その円滑な実施のため市教委や学校との必要な連絡調整をお願いします。

11.情報機器等の適正利用

11.1. スマートフォン等の使用に関する留意事項

参加者の活動中（移動時を含む）におけるスマートフォン等の使用については家庭の連絡等最低限とし、活動に無関係な機能を使用しないこと。また、地域クラブの代表者、運営者以外のものが敷地内で撮影した画像等の SNS、その他広報媒体への掲載は禁止する。

改定履歴

26.1.9 第1版

26.8.5 第2版

巻末資料

入会届および伊丹市地域クラブ活動の情報共有に関する同意書（ひな型）

私（保護者）は地域クラブ定める規約・運営規定等ルールを理解・同意した上、下記児童生徒の入会を申込します。また、活動の円滑な実施及び生徒の安全確保や必要な支援の検討を目的として、地域クラブと関係機関の間で児童生徒に関する必要な情報が共有されることについて同意します。

1 関係機関

- ・ 児童生徒が在籍する学校
- ・ 伊丹市教育委員会
- ・ 伊丹市教育委員会が指定する中間支援団体

2 共有される情報の内容

（1）地域クラブ活動に関する情報

- ・ 生徒の活動状況や活動実績
- ・ 安全管理や緊急時対応に必要な情報

（2）支援の検討・確認に関する情報

- ・ （就学援助の対象者である場合）就学援助に関する情報
- ・ 保護者が負担する地域クラブ活動の会費等に関する支援の検討・確認に必要な情報

3 同意の有効期間

本同意は、当該児童生徒が地域クラブ活動に在籍している期間とします。

4 確認欄

地域クラブ名

児童生徒氏名（フリガナ）

申込年度 4 月 1 日の年齢 才 在籍校 学校

生年月日 年 月 日 性別 男・女（回答任意）

日付 年 月 日

保護者氏名（記入者署名、もしくは記名押印）

保護者緊急連絡先電話番号

保護者メールアドレス

記載された個人情報は地域クラブにおいて適切します。

会員名簿（みほん）

伊丹市登録地域クラブ 会員名簿

作成日

年 月 日

地域クラブID		1048		地域クラブ名		伊丹登録クラブ		名簿作成者		出代 監一		名簿作成者アドレス		regard@city.eda.jp			
No.	会員（生徒）氏名		フリガナ	4月1日の年齢	住所	区分（選択式）	所屬校		伊丹市立中学校の場合	伊丹市立中学校以外の場合	生年月日		性別	保護者名（フルネーム）	保護者緊急連絡先電話番号	保護者メールアドレス	
	フルネーム	フリガナ					伊丹市立中学校の場合	伊丹市立中学校			西暦	月					日
1	藤田 守	フジタ マモル		14	伊丹市南緑9丁目28-1	伊丹市立中学生	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	2021	10	18	男	藤田 守一	090-1309-1843	fuji@city.eda.jp
2	藤田 真	フジタ マコ		10	伊丹市南緑9丁目28-1	小学生	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	2025	5	3	男	藤田 守一	090-1309-1843	fuji@city.eda.jp
3	南端 誠	ミナミハタ ジョウ		12	伊丹市北伊丹9丁目11	伊丹市立中学生	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	伊丹市立中学校	2024	3	27	他	南端 洋子	080-2948-0001	koukouchou@city.eda.jp
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	

市教委から中学校長への通知

放課後における学校教育活動と地域クラブ活動について

令和8年7月

1 趣旨

本通知は令和8年度からの登録地域クラブ活動の開始に向け、学校、地域、家庭、及び市教育委員会が連携しながら、放課後における生徒が自主的・自発的に行う活動、学校が教育上必要と判断して行う活動、学校の内外を問わず地域で実施される生徒の居場所づくりの取組、そして地域クラブ活動等を総体的に放課後活動としてとらえ、生徒の利益を第一に「放課後における学びの機会」の確保と安全体制の構築に向け共通理解を持つために、基本的な考え方を整理するものです。

2 放課後の学びにおける学校と地域の役割

これまで学校は放課後において学校部活動、委員会活動、生徒会活動、学校行事の準備等を通じて放課後の学びの機会を確保してきました。放課後活動の中でも、学校部活動はスポーツや文化芸術に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するものとして意義があることが強調されています。しかし、少子化や教員の働き方の変化を踏まえ持続可能な仕組みに変えていくために、国の方針の下、伊丹市においては部活動の地域展開により地域の多様な実施主体がスポーツ・文化芸術活動の担い手となるしくみに変わっていきとしています。

これは部活動の地域展開により放課後活動の全てが学校から地域に委ねられたということではなく、地域には地域クラブ活動を中心とするスポーツ・文化芸術活動の担い手としての役割が期待される一方で、学校は放課後における生徒が自主的・自発的に行う活動や学校教育上必要と認めて行う放課後活動を担うことが考えられるということを指します。

すなわち、引き続き学校は放課後における学校部活動以外の場面で生徒の自主的・自発的な活動を支えるとともに、各学校がそれぞれの特色を生かし、実情に応じた活動を通じて学びの機会を確保する役割が期待されます。

3 下校と地域クラブ活動への参加の関係について

部活動の地域展開により学校と地域の役割が見直されることに伴い、生徒の安全確保については、学校・地域・家庭がどこまでの責任を担うかという新たな整理が必要となります。学校の放課後活動の後に、地域クラブ活動への参加を希望することも想定されます。

本市においては平日放課後に地域クラブ活動へ参加する場合、生徒は、帰宅してから活動場所へ向かうことを原則とします。

また、地域クラブ活動の開始時刻は、各地域クラブが実情にあわせて17時以降に設定します。地域クラブ関係者は、16時45分以降、学校に入校することができるものとします。16時45分から17時までの時間は、地域クラブ関係者の入校、準備、更衣、活動場所の確認、参加生徒の受入れ等の時間となることが考えられます。

【注】

1 「平日」とは、伊丹市立小中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則第2条に定める休業日等を除く日をいいます。

4 例外事項の整理にあたっての考え方

地域展開は、長年、原則として全ての中学校教員が学校部活動の運営に携わることであったルールを見直し、放課後における生徒との関わり方をより豊かにしていく契機でもあります。補充学習や教育相談など学校が教育上必要と認めて行う放課後活動や委員会活動、生徒会活動、学校行事の準備といった生徒の自主的・自発的な活動については学校教育活動として大切にされるべきものです。その結果として、生徒が放課後活動を終えた後、地域クラブ活動へ参加することも想定されます。

次項において各学校の実情、生徒の安全、学校教育活動への影響、地域クラブの受入れ体制を踏まえ、帰宅せずに地域クラブに参加する場合についての考え方を示します。

5 帰宅せずに地域クラブ活動へ参加できる場合

(1) 学校が教育上必要と認める放課後活動に参加した場合

学校が教育上必要と認めて実施する放課後活動に参加した生徒については、その活動終了後、帰宅せずに地域クラブ活動へ参加することができます。

ここでいう放課後活動には、補充学習、学習相談、教育相談、委員会活動、生徒会活動、学校行事の準備、学級又は学年の活動、探究活動、作品制作、発表準備その他学校が教育上必要と認める活動が含まれます。

また、放課後における生徒の居場所づくりとして、地域学校協働活動をはじめとして地域人材やボランティアなどが活動に関わる取組も考えられます。この場合は、活動の実施主体や緊急時の連絡体制を学校と地域人材等との間で予め確認することが必要です。

なお、この取扱いは学校に地域クラブ活動のために生徒を待機させることを求めるものではありません。学校が教育上必要と認めて行う放課後活動があり、その後に生徒が地域クラブ活動へ参加する場合の接続を整理するものです。

(2)一旦帰宅すると参加が著しく困難となる場合

地域クラブ活動の活動場所までの移動距離が過度に長くなる、交通安全上のリスクが著しく高い、やむを得ず公共交通機関を利用しているため、学校から直接移動する方が極めて合理的であるなどの場合については一旦帰宅せずに活動に参加することができます。

(3)その他学校が事前に必要と認めた場合

その他、生徒もしくは家庭におけるやむを得ない事由がある場合、学校は一旦帰宅せずに地域クラブ活動へ参加する取扱いを認めることができます。

【注】

- 1 伊丹市では登下校時における自転車利用は一部の地域に居住する生徒を除き、原則として禁止しています。地域展開後も考え方は変わりません。帰宅して下校を完了してからであればクラブへの移動に自転車を利用することができます。
- 2 例外の適用は(1)が基本であり、(2)は(1)に比べて限定的な適用を想定しています。さらに、(3)については部活動の地域展開が進んでいく中で現時点では予測できないことに対応するための規定であり、(2)よりさらに限定的に適用されることを想定しています。

6 災害共済給付の取扱について

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「センター」という。)の災害共済給付について、前項の例外事項については以下の整理とします。なお、伊丹市の地域クラブでは傷害保険等の補償を備えた保険に加入することになっています。原則、活動場所への移動で生じた事故などは当該保険で補償することとしています。

なお、本項における学校管理下とみなす時間帯は本市における事務上の整理を示すものであり、放課後活動終了後に学校教育活動が実態として続いている場合においては、給付の可否はセンターにて判断されることにご留意ください。

(1) 学校が教育上必要と認める放課後活動に参加した後、帰宅せず地域クラブ活動に参加した場合

原則として当該放課後活動の終了時刻(上限は16時45分)までを学校管理下とみなします。

(2) 一旦帰宅すると参加が著しく困難となる場合で、帰宅せずに地域クラブ活動に参加した場合

原則として終礼が完了する時刻までを学校管理下とみなします。

(3) その他学校が事前に必要と認めた場合

終礼が完了する時刻までを学校管理下とみなすことを原則としますが、生徒に著しい不利益が生じる場合については学校と市教委の協議により別途定めることができます。

【注】

1 「学校管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法にもとづく災害共済給付制度上、給付の対象となる教育活動(学校長の指示にもとづく課外活動や登下校を含む)が実施されている状態を指します。

7 今後の運用について

本通知は、放課後における学びの機会の確保について、現時点の基本的な考え方を整理するものです。市教委は、各学校及び地域クラブからの意見を踏まえながら、必要に応じて運用の見直しを行います。

以上